

令和3年度事業計画

近年、外国人住民が増加を続けるなか、京都府域の国際化を推進する地域国際化協会として、外国人住民も日本人もその能力と個性に応じた活動が保障される「多文化共生の地域づくり」を推進する。

そのため、行政、市町村国際化協会、経済団体、NPO等支援団体、企業、ボランティア等多様な主体の連携・協働による活動をコーディネートする中間支援組織としての機能を発揮するとともに、国の機関や近畿地域の地域国際化協会等との協力関係を強化することにより、広域的な外国人住民支援のプラットフォームにおいて中心的役割を果たすものとする。

1 公益事業

「多文化共生の地域づくり」に向けて、外国人住民が言語や文化の壁を越えて安心して安全に地域で暮らすことができるよう、「日本語学習支援」「外国につながりをもつ子どもの教育支援」「災害時支援」「多文化共生推進」の4つを主要な柱として公益事業を実施する。

その際、多国籍の外国人住民が広域に散在して居住する府域の特徴やコロナ禍において日本語学習や外国人児童等の教育に支障が生じている状況を踏まえ、関係団体との広域的な連携・協働により、オンラインなどを効果的に活用した事業の実施に当たるものとする。

(1) 日本語学習支援事業（府補助対象事業）

① モデル日本語教室の開催

府内の各地域で実施されている地域日本語教室のモデルとなる日本語教室を当センターにおいて定期的で開催し、教材開発や運営ノウハウの普及等を通じて、地域日本語教室の運営や日本語学習支援ボランティアの活動を支援する。

実施内容	<ul style="list-style-type: none">・オンラインによるモデル日本語教室の実施・オリジナルの指導用モデルカリキュラム、テキスト、指導書の開発・モデルカリキュラム等の公開・モデル日本語教室の関係者への公開 等
開催日程	<ul style="list-style-type: none">・春期、秋期、冬期の3期・基礎クラス（月・木曜、各期20名・全20回）・会話クラス（土曜、各期20名・全10回）

② 地域日本語学習支援体制の整備

京都府が策定した「地域における日本語教育推進プラン」（令和元年12月）の趣旨を踏まえ、地域日本語教室や日本語学習支援ボランティアの活動を支援するほか、地域住民の理解と自主的な協力のもと、日本語を学習しようとする外国人住民が安心して学ぶことができる環境を整備する。

a) 地域日本語教室・日本語学習支援ボランティアへの支援

・日本語学習支援ボランティアの養成・育成支援等

地域の市町村国際化協会等との協働による講座や研修会を実施するとともに、京都府と連携して「地域日本語教育コーディネーター」による情報交換・意見交換を行うなど府域全域でのネットワーク形成を推進する。また、オンラインによる日本語教育に係る ICT スキルの向上にも取り組む。

・日本語学習支援ネットワークの構築

府域に点在し孤立しがちな日本語学習支援ボランティアや運営基盤が弱い地域日本語教室の活動を支援し、相互の連携・協力関係を深めるため、北中部及び南部地域を単位とした「京都府日本語教育ネットワーク会議」を開催する。

・日本語学習支援ボランティアの募集

外国人住民の日本語学習を支援するとともに、ボランティア活動の機会を提供するため、当センターを拠点としてマンツーマンによるプライベートレッスンを実施するボランティアを募集する。

b) 地域日本語教室立ち上げ支援

外国人住民の日本語学習機会を確保するため、地域日本語教室がない空白地域において、市町村、市町村国際化協会、関係団体等と連携して、指導者となるボランティアの養成、教室運営のための環境整備等を行い、教室の立ち上げ・運営を支援する。

c) 日本語学習支援推進のための啓発

地域日本語教室の現状や意義に関する地域住民の理解促進や意識醸成を図り、教室の円滑な運営につなげるため、各地域において相互理解・交流の機会となるよう学習発表会や学習者と地域住民の交流会などを実施する。

(2) 外国につながりをもつ子どもの教育支援事業（自主事業）

① 地域における子ども・保護者の支援・交流のための拠点づくり

多様な言語、文化背景をもつ子どもやその保護者にとって、学校、家庭以外の地域における交流、学習の場の重要性が増してきている。地域の外国人支援団体等と協働で支援者を育成し、子ども・保護者の居場所づくりのための活動の活性化を図る。

a) オンラインによる日本語・教科学習支援

学習環境における地域格差の解消を目指して、地域の日本語・学習支援教室、市町村国際化協会等と協働で日本語指導が必要な子どもに、インターネットを使った学習支援を行う。

オンラインによる学習支援	・オンラインで当センターと遠隔の拠点を接続 市町村国際化協会、日本語教室等 ・支援内容 日本語指導、高校受験のための教科指導、 高校受験に関する情報提供 等
--------------	--

b) 地域における子ども・保護者のための居場所づくり支援

地域の外国人支援団体等が行う、子どもの学習支援や、保護者が情報交換できるような場づくりの活動を促進するため、通訳・翻訳者等の派遣や研修会の実施、情報提供等を通じた活動立ち上げ支援等を行う。

② 学校、教育委員会との連携

過疎高齢化の進む外国人散在地域における外国につながりをもつ児童生徒に対する支援体制の整備を行うため、学校において、児童生徒の受け入れを円滑に行うことのできる人的・制度的な環境整備が促進されるよう支援する。

a) 日本語指導者、通訳支援者の紹介、教材等の情報提供

地域の外国人支援団体・支援者と学校との連携を深めるとともに、多言語資料や日本語指導の教材、在留資格等について情報提供を行う。

b) 多文化共生出前講座

異文化や多様性への理解を促進し、外国につながりをもつ子どもを取り巻く環境の改善と多様性を尊重する学習環境づくりを目的として、「多文化共生」をテーマに児童生徒や教職員、保護者向けの出前授業を実施する。

(3) 災害時支援事業（府補助対象事業）

①災害時支援体制の構築

災害発生等緊急時に外国人住民が孤立し災害弱者とならないよう、通常時から行政機関や市町村国際化協会等との連携による研修、訓練等を実施することにより、外国人住民に対する支援機能を確保・維持する。

a) 災害時外国人支援ネットワーク会議の開催

災害時外国人支援に係る市町村や市町村国際化協会の連携を深めるため、ネットワーク会議を開催し、情報交換、研修、訓練を実施するほか、実際の災害時を想定した広域支援体制のあり方について「地域支援体制検討チーム」において検討を行う。

b) 外国人住民の理解促進と市町村・府民の意識向上

外国人住民の災害時の避難行動に対する理解の促進を図るとともに、災害時支援に関する地域住民の認識を深めるため、地域での防災訓練へ参加促進や、京都府総合防災訓練への参加、留学生・技能実習生等を対象とした防災体験・防災講習会の開催等を実施する。

c) 災害時支援情報の整備

外国人住民の災害に対する理解の促進を図るとともに、実際の災害時における避難行動に活用するため、防災ガイドブック（10言語版）や啓発ツールを作成し、市町村国際化協会や地域日本語教室、大学等教育機関等を通じて配布するほか、当センターホームページや携帯メールを活用し防災関連情報を発信する。

② 災害時支援者の育成

災害発生時に外国人住民の支援活動に当たる「現地災害時多言語支援センター」の運営が円滑に行われるよう、センターの設置に係る訓練等を実施するとともに、その活動の担い手となる支援者を募集し育成を図る。

a) 災害時多言語支援センター設置運営等に係る訓練等の実施

実際の災害時にセンターの機能が円滑に発揮されるようにするため、モデル地域を選定し、府内外の他地域からの応援を想定したセンター設置・運営訓練や研修を実施するとともに、他地域との連携のあり方を示した対応マニュアルを検討する。

また、災害時におけるコミュニケーション手段として有効な「やさ

しい日本語」の普及啓発を図るため、出前講座を実施する。

b) 災害時外国人サポーターの募集・育成

災害時に日本語や日本の習慣への理解が十分でない外国人被災者等の翻訳・通訳等の支援に当たる人材を確保するため、当センターにおいてボランティアを募集し、市町村国際化協会との連携のもとで、資質向上のための研修等を実施する。

(2) 多文化共生推進事業（一部府補助対象事業）

① 留学生との共生推進

府内の大学等で学ぶ外国人留学生が直面する生活、キャリア形成、就職、出入国管理等様々な問題に関して専門家による相談指導を行うとともに、地域住民との生活文化交流を通じて相互理解を促進する。

a) 留学生等支援事業

- ・ 留学生等支援員による相談指導、就職活動支援

留学生等の日本での就職活動を支援するため、当センターに留学生等支援員を配置し、専門的な視点から個別に相談指導に当たるとともに、関係団体との連携により、企業と留学生等の懇談や交流を行う「国際人財ラウンド・テーブル」を開催する。

- ・ 留学生等のための相談事業

当センター内において行政書士及び弁護士による相談事業を来所又はオンラインのハイブリッド型により実施する。

相談内容・方法	・ 出入国管理に関する相談（毎月） ・ 法律相談（隔月） ・ 原則日本語（随時通訳支援）
協力団体	・ 京都府行政書士会、京都弁護士会

b) 留学生等外国人との交流推進

- ・ 地域交流体験事業の実施

留学生等と府内各地の地域住民との交流を推進し、相互理解を深めるため、市町村国際化協会や関係団体等と連携し、地域の自然、産業、伝統行事、生活文化等の紹介を内容とする地域交流体験事業を開催する。

- ・ 日本文化紹介活動の支援

留学生をはじめ外国人住民の日本や京都の文化に対する理解を促進するため、当センターにおいてボランティア団体が実施する日本文化紹介活動（書道、手まり、生け花、着物着付け、折り紙）に対して支援する。

② 多文化共生推進体制の整備

府域における「多文化共生の地域づくり」の推進に向けて、外国人住民からの相談に対応する窓口を設置するとともに、多言語による情報発信の充実や府民の意識改革に向けた啓発等を実施する。

a) 生活相談窓口の設置・運営

外国人住民の安心・安全な生活を確保するため、多言語対応（20言語）による「京都府外国人住民総合相談窓口」について、国の機関等関係団体と連携して効果的な運営を行う。

b) 多言語情報発信

外国人住民の生活の利便性の向上と安心な暮らしを確保するため、多様な手段を活用し多言語による生活情報や災害情報等を提供する。

ホームページ	・日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語
メールマガジン	・日本語（月1回）
携帯メール	・日本語、ひらがな、英語、中国語（月2回）

c) 多文化共生の啓発

地域住民の多文化共生に対する理解を促進し、外国人住民が暮らしやすい地域づくりを推進するため、「京都府国際センターNews」（日本語版・英語版）により、当センターの活動について発信するとともに、他の関係団体との協働による講座、セミナー、交流会等の開催、「府民交流フェスタ」等イベントへの参加を行う。

「京都府国際センターNews」の発行・発信	・年3回 ・日本語版・英語版、紙版・デジタル版
国際交流員自主企画活動	・国際交流員による国際理解講座の開催

d) JICA 京都デスクの配置等国際協力の推進

府民の国際協力に関する理解を促進し、府民による国際協力活動を推進するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携により、

当センター内に「JICA京都デスク」を配置し、JICA国際協力推進員の活動を支援するとともに、「国際協力プラザコーナー」において国内外のNGO活動を広く紹介する。

2 収益事業

当センターの公益事業の実施に要する自主財源の安定的な確保による強固な財政基盤を構築するため、コロナ禍により厳しい経営状況に置かれている写真撮影事業の立て直しに努めるなど、収益事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(1) 証明書用写真の撮影等

京都駅ビル8階において、旅券申請等に必要な証明書用写真の撮影、商品カタログの配架による収入を確保することにより、自主財源を確保する。

(2) きょうと留学ハウスの管理運営

京都府が設置する「きょうと留学ハウス」(京都市上京区)の管理運営を受託し、京都の各大学で学ぶ留学生の住環境整備を推進することにより、自主財源を確保する。